

平成25年第2回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成25年6月17日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和
町づくり推進課企画調整幹 中村茂弘 町民課長 羽場幸春
農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久 観光課長 岩下弘幸
教育次長 宮坂 晃 会計室長 小宮山清富
たてしな保育園園長 真瀬垣妙子 庶務係長 遠山 一郎

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午前11時25分

議長（滝沢寿美男君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

報告します。本日の会議における蓼科ケーブルビジョンの取材を議場固定カメラから撮影することを許可してあります。

ここで、宮坂教育次長より発言を求められていますので、発言を許します。宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） おはようございます。前回の議案質疑のときに榎本議員からいただきましたご質問の答えを保留させていただいていましたので、この場をお借りしてお答えしたいと思います。

天井や水銀灯等の非構造部材について、その耐震工事等はどうなっているかというご質問でしたが、調べてみますと、天井や水銀灯の非構造部材については、現在耐震基準がございません。したがって、平成18年度の耐震調査でも、検査はいたしておりません。ただし、小学校の体育館の壁については調査をいたしまして、補強工事も実施済みでございます。

2011年の東日本大震災において天井の多くが落下しまして、文科省は現在、天井の形状、補強材の有無など、目視で耐震性があるかどうか判断するマニュアルを今、作成中だそうでございます。また、国交省は、建築基準法施行令の見直しを検討中でありまして、非構造部材の耐震対策を14年4月から義務づけるようにことにしているようでございます。当町といたしましても、国の判断基準が出たところで適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 1番、榎本議員、よろしいですか。

1番（榎本真弓君） 1番、榎本です。

2014年4月からの義務づけにかかわりましては、またその後の経過の報告をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

議長（滝沢寿美雄君） お諮りします。ただいま、小宮山町長から、議案第51号 訴えの提起についてから、議案第54号 一般職の職員の給与の特例に関する条例制定についてまでの議案4件と、同意第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて同意1件が提出されました。本日の議事日程で追加議案の審議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の議題とすることに決定しました。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第47号～日程第8 請願第4号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 議案第47号 立科町消防委員会条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第8 請願第4号 年金2.5%の削減中止を求める請願までの8件を一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。ただいま議題となっております案件につきましては、各常

任委員会に付託し審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

西藤努総務経済委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君） 5番、西藤です。総務経済委員会付託案件審査報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第47号・48号、第50号の3議案、請願1件であります。内容につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本委員会は、6月7日に付託された標記案件について、6月11日、委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

(1) 議案第47号 立科町消防委員会条例の一部を改正する条例制定について
全会一致で可決されました。

(2) 議案第48号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第1号）について
歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（戸籍住民基本台帳費を除く）、【5款】農林水産業費、【6款】商工費のうち【1項】商工費、【7款】土木費、【8款】消防費、【12款】予備費。

歳入につきましては、地方交付税で川西赤十字病院の運営費に対する補助金を特別交付税としても見込み、県支出金で緊急雇用創出事業及び地域発元気づくり支援金事業の採択に伴う補助金の補正、財政収入で別荘地の新規契約に係る特別賃貸料1区画分の計上に基づく補正との説明を受けました。

歳出につきまして、主なものは、【2款】総務費では、総務管理費で臨時職員賃金、役場庁舎トイレ壁全面改修工事費等の補正、コミュニティ費で県補助金、地域発元気づくり支援金を活用した事業実施の補正、【5款】農林水産業費では、農業費で立科町農業振興公社への補助金を緊急雇用創出事業委託金への振りかえに伴う補正、【6款】商工費では、地域活性化たてしな商品券事業補助金に伴う補正、【7款】土木費では、土木管理費で人事異動による水道事業会計負担金の増及び水質資源・水質保全サミット開催に伴う負担金の計上による補正、道路橋梁費では町道維持管理協力補助金の増に伴う補正、【8款】消防費では、消防委員、消防団に係る経費、消火栓移転に係る負担金及び防犯灯の新設工事費の補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

(3) 議案第50号 平成25年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について
全会一致で可決しました。

(4) 請願第3号 消費税増税の中止を求める請願書
反対多数で不採択としました。

3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君）社会文教観光常任委員会の審査報告をいたします。

1. 付託案件

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本常任委員会は、平成25年6月7日に付託された標記案件を審査するため、平成25年6月10日、常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりであります。

（1）議案第48号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第1号）中

【2款】総務費のうち戸籍住民基本台帳費、【3款】民生費、【4款】衛生費、【6款】商工費のうち【2項】観光費、【9款】教育費について

【3款】民生費について

児童福祉費では、運動あそびの講師謝金等保育活動に伴う経費、高齢者福祉事業費では、蓼科地区における生きがい型デイサービス補助員退職と一部委託事業の経費との説明を受けました。

【4款】衛生費について

予防接種事業については、県との協議により日本脳炎の接種対象者数に変更があったための減額補正との説明を受けました。

【6款】商工費のうち【2款】観光費について

蓼科白樺高原観光協会に対する補助金のイベント内容の変更による減額補正、施設管理用軽トラック及び観光宣伝用車両購入費との説明を受けました。

【9款】教育費について

学校管理費では、小学校給食棟耐震強度補強工事に係る工事請負費及び設計監理委託料、社会教育費では、歴史民俗資料館の老朽化に伴う解体のための工事請負費及び設計監理委託料との説明を受けました。

上記（1）議案第48号 平成25年度立科町一般会計補正予算（第1号）中

【2款】総務費のうち戸籍住民基本台帳費、【3款】民生費、【4款】衛生費、【6款】商工費のうち【2項】観光費、【9款】教育費については、全会一致で可決しました。

（2）議案第49号 平成25年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

二次介護予防事業の補助員退職と一部委託事業に伴う経費との説明を受け、全会一致で可決しました。

（3）請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書

全会一致で採択しました。

(4) 請願第2号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願書

全会一致で採択しました。

(5) 請願第4号 年金2.5%の削減中止を求める請願

反対多数で不採択としました。

3. 審査結果

以上、社会文教観光常任委員会に付託された案件について、慎重審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長（滝沢寿美雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、森本信明君。

〈2番 森本 信明君 登壇〉

2番（森本信明君） 2番、森本です。今定例会に上程された議案、条例改正、補正予算について、賛成の立場から意見を述べます。

立科町消防委員会条例改正は、委員のうち、学識経験者枠の1名の増員であり、消防委員会の組織の充実を図ること、一般会計補正予算の主な事業歳出は、商工振興費のプレミアム商品券発行事業への補助金は町の活性化、消費拡大を図ること、観光総務費のワゴン車、軽トラックの備品購入は白樺高原の観光宣伝、施設管理に活用される車両の更新、教育費の学校管理費の工事請負費は教育棟耐震強度補強工事で、小学校の各種行事等での使用施設として維持存続するために工法、工事費の検討がされ、実施されるもの、教育費の社会教育費の工事請負費は、白樺高原の蓼科園地内にある歴史民俗館施設で、既に資料館としての施設機能を喪失し、屋根が破損状況にあり、園地イメージを損ねることから、建物の解体に要する工事費であること、いずれも立科町の経済・観光・教育部門等の一部事業として欠くことのできない歳出として認識し、賛成するものです。

東日本大震災の復旧・復興財源の確保を名目等による交付税の財源減額、景気低迷による町民税の収入減など、財政事情が厳しい状況下の中で、今後の各種の事業展開に当たっては、事業効果、事業経費等を十分に精査・検討され、経費の節減に努められ、予算執行されることを要望し、賛成討論といたします。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに賛成討論ありますか。9番、箕輪修二君。

〈9番 箕輪 修二君 登壇〉

9番（箕輪修二君）9番、箕輪修二です。賛成討論をいたします。私は、本議会に提案された議案に賛成の立場で討論を行います。

本議会は予算議会と決算議会の中間で、平穏な議会でありました。条例の一部を改正する条例制定は、防災・減災を図るために、消防団経験者の委員を1名増員するものであります。介護保険特別会計は、補助員の退職によるための補正であり、水道事業会計は職員の異動や事業進捗によるものであります。

25年度一般会計補正予算は、人事異動によるものや共済費の確定、必要経費の計上、科目変更等々、もっともなものばかりであります。その中で主なものは、小学校の給食棟耐震強度補強工事の2,720万円、当時の方法での補強は無理であったが、今は新工法で安くできるようになったとのこと、民俗資料館解体工事で445万4,000円、中に入っていた資料は何カ所かに分散して保管してある由、近い将来、稀少価値も出てくるかと思っておりますので、大切にしてほしいと思っております。

プレミアム商品券発行事業に1,120万円の補正、同じ方法では今年で3年目となります。過去2回の経験を生かし、より効果が大きく、町民に公平に、また平均して利用していただけるよう工夫をしたとのことですが、もっともっと改善の余地があるように感じられます。今年よりもっと来年はよくなるようにと、研究を重ねていってほしいと思っております。

余談ではありますが、同じ金額を使ってなら、商品券以外にもっとよい方法はないか、そんな視点もなくさず、同時に研究してほしいと思っております。このプレミアム商品券発行事業によって、立科町の商工業者が元気になり、商店の減少による買い物難民の発生を防ぎ、みんなが住みやすい町になることを願い、私の賛成討論といたします。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第47号 立科町消防委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 立科町消防委員会条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第48号 平成25年度立科町一般会計補正予算(第1号)についてから、日程第4 議案第50号 平成25年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの3件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定するこ

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号 平成 25 年度立科町一般会計補正予算（第 1 号）についてから、議案第 50 号 平成 25 年度立科町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまでの 3 件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり採択に決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 6 請願第 2 号 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第 2 号 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 7 請願第 3 号 消費税増税の中止を求める請願書を採決します。

本案の採決は起立により行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採択します。請願第 3 号 消費税増税の中止を求める請願書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、請願第 3 号 消費税増税の中止を求める請願書は不採択となりました。

日程第 8 請願第 4 号 年金 2.5%の削減中止を求める請願を採決します。

本案の採決は起立により行います。お諮りします。本案に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採択します。請願第 4 号 年金 2.5%の削減中止を求める請願は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、請願第 4 号 年金 2.5%の削減中止を求める請願は不採択になりました。

◎日程第 9 議案第 51 号～日程第 11 議案第 53 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 9 議案第 51 号 訴えの提起についてから、議案第 53 号 訴えの提起に

ついてまでの3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、説明願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） 議案第51号、議案第52号、議案第53号、訴えの提起について関連がございますので、3議案一括での提案理由のご説明を申し上げたいと存じます。

当町と土地賃貸借契約を締結しております株式会社グランビュー蓼科につきまして、事実上の破綻によります利用不可能なホテル等建物が町有地に放置されたままとなっております。景観上、また防犯上においても、観光地に与える影響が懸念されるところであります。この広大な町民共有の財産であります土地を、今後町が再利用の検討を進められるよう、今回、土地及び建物に設定されております権利の抹消及び土地の明渡しについて訴えを提起するものであります。

議案第51号及び議案第52号では、町有地にかかる土地賃貸借契約の解除請求と賃借権登記の抹消請求の訴えを、それぞれ土地賃貸借契約者及び土地賃借権者等に対して提起するものであります。また、議案第53号では、4名の建物所有者に対し建物収去、土地明渡請求及び支払地代の請求について訴えを提起するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） それでは、訴えの提起の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の中身が膨大ですので、朗読のほうは省略をさせていただきます。

まず、議案第51号及び議案第52号でありますけれども、町有地で、女神湖に隣接する地番、大字芦田八ヶ野字女神湖976番1、地目宅地、面積1万6,823,71㎡及び973番、原野、1万5,553㎡、974番、原野、2,141㎡、976番2、宅地、1,356,87㎡、この4筆につきまして、町有地に係る土地賃貸料の長期滞納と賃貸借契約期間満了に伴い、土地賃貸借契約の解除請求と976番1及び976番2の町有地に係る賃借権登記の抹消請求の訴えを、それぞれ土地賃貸借契約者及び土地賃借権者、法人と個人でございますけれども、合わせて89名に対して提起をするものでございます。

次に、議案第53号でございます。976番1及び976番2、973番、974番における土地賃貸借契約の解除に伴い、4名の建物所有者に対し、同地番内の所有建物について、建物収去、土地明渡請求及び未払地代の請求について訴えを提起するものです。

以上が本議案、3議案の内容になります。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号 訴えの提起についてから、議案第 53 号 訴えの提起についてまでの 3 件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。議案第 51 号 訴えの提起についてから、議案第 53 号 訴えの提起についてまでの 3 件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第 51 号 訴えの提起についてから、議案第 53 号 訴えの提起についてまでの 3 件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 54 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 12 議案第 54 号 一般職の職員の給与の特例に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） 議案第 54 号、一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、日本再生を目指し、先の震災等の復興財源を確保するために、国から地方へ要請をされたことに対する対応であります。国は、25 兆円とも言われる復興財源確保に、職員の給与削減を含めた歳出の見直し、復興特別税での財源確保、地方には地方交付税の減額をし、これらの財源確保を決定しております。

今回の要請の具体的内容は、国家公務員の給与削減後の給与水準を超えている部分を削減して、国と同水準とする要請であります。私としては、災害復興に対処する必要性にかんがみ、職員、労働組合の理解を得て特例条例を提案するものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） それでは、一般職の職員の給与の特例に関する条例制定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の朗読は省略をさせていただきます。

まず、この条例は 3 条からなっております。第 1 条でございますけれども、給与の支給に関し、

趣旨を規定したものでございます。第2条につきましては、給与の特例を規定したものでございますが、第1項では給料月額に100分の3を乗じて得た額を減額するものでございます。第2項では、管理職手当について規定するもので、管理職手当を100分の10減額、第3項では時間外勤務手当について規定をしたものでございます。第3条は、一般職の任期付き職員の採用に関する条例の特例でございまして、一般職の職員と同様に100分の3減額するものでございます。

なお、本条例の適用期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間でございます。

附則として、施行期日でございますが、平成25年7月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、橋本昭君。

7番（橋本 昭君） 確認と質問をさせていただきたいと思います。

まず、確認は、国は、国家公務員の場合は、期末手当及び勤勉手当も一日10%減という形でやっておりますけれども、当町の場合にはそれはしないということであると、それは1つ確認があります。

それから、もう1点は、たしか55歳町職員の給与の減額支給措置というのが、1.5%だと思っておりますけれども、当分の間という形で実施されているかと思えます。今回、この第2条第2項において管理職手当10%削減という形で出ておりますけれども、現状、当町の場合においては、これはちょっと計算してみないとわからない部分もございまして、管理職と係長職との逆転現象が起こってしまうのではないかなという危惧をしますけれども、この点についてご説明いただきたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 2点ご質問いただきましたが、1点目の期末勤勉手当の点でございますけれども、今回、国のほうからの要請では、確かにその部分も含まれてございます。しかしながら、立科町を初め、多くの地方団体それぞれ、震災以前から非常に行政改革、特に職員の削減等については取り組んできているところでございまして、そういう部分も地方6団体、国に対して、今回の削減については加味すべきだというような要請行動をしてきていたところでございまして、そういう中で、私も町といたしましても、職員にも相当厳しい状況の中で職務に当たっていただいているということで、今回、国から強い要請がございましたラスパイレス指数までの削減と管理職につきましては、国を挙げての復興を担っていくという職責の中で10%を求めたものでございます。また、1.5%、5級と6級の逆転現象でございまして、これにつきましては、今回特例的なものでございますので、それらの制度を加味してということではなくて、あくまでも特例、来年の3月までという中で逆転現象の状況は引き続き続くということでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに。10番、宮下典幸君。

10番（宮下 典幸君） 今回の改正は、一般職を3%下げるとのことと管理職を10%下げるとのこと

ですが、これ以外に特別職、理事者の削減というのは考えておられないのか、お聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）理事者の給与につきましては、特別職の給与につきましては、従来から 30%の減額をしておりますので、今回の数字には反映させなくてもよろしいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君）10 番、宮下典幸君。

10 番（宮下 典幸君）今回だけではなく、一般職の場合は、多分リーマンショックから、かなり一般職の給与は下がってきているということで、今回は 3%ですけれども、以前から見れば、多分 10%ぐらいは下がっているのではないかと、こんな感じがするわけでございます。その中で、やっぱり一般職は、その影響は、退職金から始まって年金、多分期末手当まで影響があるかという理解をしているわけですが、ただ特別職については基本給が下がっていないから、期末手当とか退職金は多分下がるのではないかと思うんですが、その審議会、報酬審議会をにかけてないから本給は下がってないから、30%下げているとはいえ、本給の 68 万円は、町長が 68 万円ですよ、副町長は 60 万 8,000 円、教育長は 54 万ちょっとですか、その中で、多分期末手当や退職金が支払われているのではないかと、こんなふうに思いますが、その辺間違っているようでしたら、答弁をお願いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）森澤副町長。

副町長（森澤光則君）職員の給与につきましては、リーマンショックという言葉がございましたけれども、国のほうの人事院勧告で全国の給料を調査して、その水準に合わせていくということでございますので、経済状況の中で適切な給与に反映されているのではないかという見方をしております。

それから、特別職の削減につきましては、期末勤勉手当等につきましてはもとの給料という形で、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）10 番、宮下典幸君。

10 番（宮下 典幸君）県のほうでも、阿部知事は、審議会を通して減額し、400 万円ですか、退職金を下げているわけでございます。そんな中で、多分ほかの町村もこの 3%というのはまだ時期尚早というか、状況を見て把握しているかと思いますが、ちょっと近隣市町村の状況をお知らせいただきたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君）森澤副町長。

副町長（森澤光則君）まず、最初の県知事の話でございますけれども、これにつきましては、先の一般職員に対する退職金の減額に照らし合わせてのことだと思えます。それらについては、特別職については、そちらのほうで来るべきときに減額するという情報を得てございますので、そのようになっていくのではないかなと見ているところでございます。

それから、近隣の自治体の状況ということでございますけれども、この 6 月議会の中で多くの

自治体が決断をしていくという状況でございますけれども、会期的なものがございまして、当町の場合、会期が他の自治体よりも短いといえますか、早く定例会が終了するという状況の中で、確たる情報というのはないわけでございますけれども、近隣の自治体の中で、やはり給与についてはラスパイレスまで削減、あるいはラスパイレス以上に削減するという情報も得ているところでございます。管理職手当については、当町と同じような考え方で、10%がほとんどでございます。期末勤勉については考え方が分かれています。具体的な町村名については控えさせていただきます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 2番、森本です。

今、3%の削減をするということで、条例制定をするということですが、これは職員一人当たりでこの数字で減額するということになると幾らぐらいになるのか、そして減額、3月までの期間の中で、全体でどの程度の額が減額になるのか、答弁をお願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） 3%でどの程度減額になってくるかということでございます。これは、あくまでも現段での試算ということで、月85万円程度、年間にしますと770万ぐらい。年間といいますか、7月から来年3月までの9カ月間でございます。それから、管理職手当がでございます。合計で800万ぐらいの減額になるという試算でございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。8番、山浦妙子君、登壇の上、発言願います。

〈8番 山浦 妙子君 登壇〉

8番（山浦妙子君） 8番、山浦妙子です。一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対討論を行います。

今回の地方公務員の賃下げは、職員の賃金削減相当分を地方交付税で削減するものであります。国家公務員の賃下げ議論のときに、政府は組合に対して、地方への賃下げの要請や、それを前提とした財政措置は行わないと明言してきたにもかかわらず、これを地方に押しつけることは不当なものであり、許されるものではありません。

また、今、政府が行うべきデフレ脱却のための景気対策の最重要課題は、働く人たちの賃下げを求めることであります。地方公務員の賃下げは、全ての労働者の賃下げにつながるもので、景気対策にも逆行するものと考えて、撤回するべきと考えます。

それから、政府が今後、消費税増税や生活保護を初めとする社会保障改悪によって国民に負担

を押しつけるための露払いとしている狙いがあります。

問題点としては、地域経済にも大きな影響を与えるものであります。立科町の場合、職員 93 人、総額 967 万 8,000 円、立科町の税収にしておよそ 40 万から 50 万円がマイナスになると試算されています。

2つ目の問題としては、地方自治に介入し、地方自治の原則を土足で踏みにじるものであります。地方公務員の賃金、労働条件は、自治体での労使交渉を踏まえて、議会の議決を経て決めるという、法律でも明記されています。政府が賃下げを前提に、相当額を地方交付税から削減することは事実上の強要であります。

3として、国の地方に対する財源確保の責任を投げ出すものであります。地方交付税の削減分の財源は、国が責任を持って確保し、地方に、防災・減災事業や地域経済活性化事業での配分すべきものであります。それを、公務員の人件費を削って賄えというものでは、国民の命、暮らし、安全・安心を守る国の責任を、自治体で労使関係に押しつけるものにほかなりません。住民と公務員を対立させることになるものであります。地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは地方固有の財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではないと、知事会や市町会などの地方 6 団体も今まで批判してきました。

なお、14 年度に向けて中止すべき点として、2年間としている国家公務員給与の削減期間延長の主張も一部で出されており、今回だけの問題にとどまらない危険があることも申し述べておきます。

以上の理由により、今回の立科町の職員給与改正に対する議案には反対するものであります。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに反対討論はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。1 番、榎本真弓君。

〈1 番 榎本 真弓君 登壇〉

1 番（榎本真弓君） 1 番、榎本です。提出されました議案第 54 号 一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について、賛成の立場から討論いたします。

まず、最初に申し上げたいことは、このたびの条例改正に当たり、町職員の皆様には多大なご協力を仰ぐものとなり、社会情勢が厳しい中での皆様の同意に深く敬意と感謝を申し上げるものであります。

給与削減については、東日本大震災発生当時の菅内閣において、復興財源に当てるため、国家公務員の給与削減を検討しました。その後の野田政権下、昨年 2 月に 2012 年度から 2 年間、平均して 7.8%削減する国家公務員給与削減特例法を成立しました。そして、安倍内閣は、地方公務員についても国に準じた形で協力を要請し、今年度、政府予算で 7.8%削減相当の地方交付税交付金を減額しました。平成 12 年 4 月から平成 14 年 3 月までの給与削減分のおよそ 5,800 億は、東日本大震災の復興財源に充てられます。

今回の条例改正は、復興財源という大きな目的、その財源捻出のための措置ではありますが、町職員の皆様の苦渋の思いの上で成り立つものであり、必ず結果になると確信しております。

人員削減や給与の引き下げなど、さまざまな行政改革の努力をしている地方自治体は少なくありません。中には国以上の努力をしているところもあり、立科町におきましては、まさにその自治体だと高く評価しているところです。地方議員としては、今まで以上に国の動向を注視し、今後の日本の発展と立科町の繁栄のために一心に責務を果たしてまいることをお誓いし、賛成討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに賛成討論はありませんか。2番、森本信明君、登壇の上、願います。

〈2番 森本 信明君 登壇〉

2番（森本信明君）一般職の給与特例に関する条例に賛成する立場で意見を述べさせていただきます。

まずは、日々町民のニーズにこたえ、住民サービスに努められている職員の皆さんに感謝と敬意を表します。

政府は、東日本大震災の復興財源を確保するために、国家公務員の給与の引き下げに取り組み、地方に対しては国並みの給与水準とすること、これを上回る地方自治体に対しては給与引下げを求めています。また、財源となる地方交付税の削減を決めています。そして、経済財政諮問会議は、財政運営と改革の基本方針、骨太方針を決定し、地方交付税では、地方交付税の自治体への配分額を、地域活性化や行政改革の努力に基づき算出する新方式を打ち出しました。地方自治体関係者からは、給与引下げを前提とした交付税の削減は地方自治の根幹にかかわり、極めて問題であること、市町村のこれまでの行政改革の努力が考慮されていないことなど、国のやり方には反発の声が上がっている状況下ではあります。地方自治体は、交付税の削減ともなると、基金の取り崩しなど、財源不足を補う状況下であります。

立科町も、昭和25年度一般会計予算で、前年度に比して地方交付税1億2,000万円の減額、財政基金からの繰入金2億5,000万円ほどの増額であります。25年度の歳入構成を見ると、町税が20.2%、地方交付税は41%と自主財源に乏しく、基金の取り崩しによる繰り入れは7.6%と、前年比を大幅に上回っています。

政府が求める地方自治体の給与は国の給与水準とすることから、今回の国家公務員の給与引き下げに伴い、当町の給与は国の水準を上回る状況の給与体系であることから、国の給与水準に合わせることで自体に疑問もありますが、地方交付税に頼る町財政事情、基金の取り崩しの財政事情、県、他市町村で国並みの給与水準に合わせる給与改定などの動き、自治体の裁量に任せ一括交付金から国が査定する交付金へ、景気の低迷、これらの動向による町民目線に立つとき、当町も職員の給与特例に関する条例制定をしなければならないと考えています。

職員の皆さんにとっては労働条件の大きな変更であり、納得のいくものではないとは思いますが、しかしながら、諸般の情勢等から苦渋の選択であることをご理解をお願いするところです。そして、理事者には、職員の働きがいのある職場環境、労働条件等の改善に努めていただくこと、また健全な行財政運営をお願いするものです。

地方分権の時代とは言われながら、地方への締めつけ、交付金の削減は地方財政を圧迫し、自主財源に乏しい地方自治体の死活問題であり、地方分権の時代は名ばかりであります。議会活動においては、政府に対して、地方分権の時代にふさわしい地方自治の確立策、財政支援策、地方交付金を重視することを求める議会活動が不可欠です。

今回の一般職員給与の特例に関する条例制定、その賛成は苦渋の選択であることを述べ、賛成討論といたします。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに賛成討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号 一般職の職員の給与の特例に関する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。議案第 54 号 一般職の職員の給与の特例に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第 54 号 一般職の職員の給与の特例に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 同意第 4 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 13 同意第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） それでは朗読いたします。

同意第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので議会の意見を求める。

住所 立科町大字芦田 1898 番地 6

氏名 林茂

生年月日 昭和 24 年 1 月 2 日

平成 25 年 6 月 17 日提出

立科町長 小宮山和幸

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） 同意第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をいたします。

このたび、人権擁護委員林茂さんが平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、再任をいたしたく、議会の意見を求めるものであります。

林茂さんは、現在 64 歳で、平成 22 年 10 月 1 日より人権擁護委員を務められております。温厚誠実にして、卓越した識見と社会的信用も厚く、人権擁護委員としてまことに適任であり、再度推薦を申し上げる次第であります。よろしくご審議の上、ご同意いただきたくお願いを申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） これから本件についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。同意第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、同意第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

◎日程第 14 発議第 6 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 14 発議第 6 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

事務局長（長坂徳三君） 発議第 6 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について。

平成 25 年 6 月 17 日提出。

提出者 立科町議会社会文教観光常任委員会委員長土屋春江。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。しかし、昭和 60 年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されたため保護者負担が増加した市町村が多数出てきた。さらに、平成 18 年度から義務教育費国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたため、各県の財政状況を圧迫している。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっている。

そこで、平成 26 年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制

度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、などを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

平成25年6月17日、長野県立科町議会議長 滝沢寿美雄

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） ただいま、局長の朗読のとおりでございます。審議の上、よろしくお認めいただきますよう、お願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議6号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第7号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第15 発議第7号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

事務局長（長坂徳三君） 発議第7号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について。

平成25年6月17日提出。

提出者 立科町議会社会文教観光常任委員会委員長土屋春江。

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書。

文部科学省は昨年9月に、平成25年度から5ヶ年で、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の推進等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定した。しかし、政府は平成25年度の実施を見送ることとした。

全ての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。

少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積す

る教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的である。

長野県では、今年度 30 人規模学級（35 人学級）を中学校 3 年生まで拡大し、小・中学校全学年において 35 人学級が実施されることとなった。しかし、平成 23 年に改正された義務教育標準定数法（義務標準法）では、小学校 1 年生までは 35 人学級であるが小学校 2 年生以降は 40 人学級のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置で補い、学校現場に臨任の教員が大幅に増えたりしている状況である。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上できわめて重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要がある。

義務標準法の改正により、小・中学校の全学年で 35 人以下学級を速やかに実現するよう、強く要請する。

また、そのためにも、世界的にも GDP 比で大変低い水準にある教育費の割合を OECD 諸国の平均並みに引き上げることが必要である。豊かな教育をすすめるため、以下の点を強く要請する。

記

1 国の責任において 35 人学級を推進するために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 17 日、長野県立科町議会議長 滝沢寿美雄

内閣総理大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案についての提出者の説明を求めます。4 番、土屋春江君。

4 番（土屋春江君） ただいま、局長の朗読のとおりでございます。よろしく、審議の上、認めていただきますよう、お願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」 の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議 7 号 国の責任による 35 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第8号

議長(滝沢寿美雄君) 日程第16 発議第8号 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申請書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

平成25年第2回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

(午前11時25分 閉会)